

議案第八十二号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

付 則

1 この条例は、平成二十五年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区特別区税条例第三条の二第一項の規定は、施行日以後にする同項に規定する行為について適用し、施行日前にしたこの条例による改正前の港区特別区税条例第三条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（説明）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。